

東京都災害時受援応援計画

(別冊資料)

平成 30 年 1 月



別冊資料 目次

1	警察（警察災害派遣隊）関係連絡窓口	1
2	消防（緊急消防援助隊）関係連絡窓口	1
3	自衛隊（災害派遣部隊）関係連絡窓口	1
4	相互応援協定関係連絡窓口	2
	（1）全国知事会（関東地方知事会）関係連絡窓口	2
	（2）九都県市関係連絡窓口	3
	（3）21大都市関係連絡窓口	4
5	都及び区市町村関係連絡窓口	5
	（1）人的受援応援関係連絡窓口	5
	（2）物的受援応援関係連絡窓口	9
6	主な受援応援対象業務関係連絡窓口	13
7	想定される主な受援応援対象業務	14
	避難所運営	14
	物資仕分け・荷下ろし等	16
	都市復興基本計画策定のための家屋被害状況調査	17
	被災建築物応急危険度判定（社会公共施設等）	18
	被災建築物応急危険度判定（民間住宅等）	19
	被災宅地危険度判定	20
	応急仮設住宅等供与に係る業務	21
	応急仮設修理に係る業務	22
	災害廃棄物の処理	23
	医療支援（医師の派遣等）	25
	応急給水	27
	水道施設応急復旧	28
	下水道施設応急復旧	29
	道路・河川・橋梁等応急復旧	30
	港湾施設応急復旧	31

各種様式等

応援要請シート（区市町村）（様式1-1）	35
応援要請シート（各局）（様式1-2）	36
応援職員等名簿（様式2）	37
受援状況報告書（区市町村）（様式3-1）	38
受援状況報告書（各局）（様式3-2）	39
物資要請入力画面（DIS）	40
物資要請状況確認画面（DIS）	41
緊急消防援助隊の応援等要請（別記様式1-1）	42

1 警察(警察災害派遣隊)関係連絡窓口

団体名	住 所	本部	担当部署
東 京 都	新宿区西新宿2-8-1	未設置	総務局総合防災部防災対策課
		設 置	都本部(救出・救助統括室)
警 視 庁	千代田区霞が関2-1-1	未設置	警備部災害対策課
		設 置	警備本部

2 消防(緊急消防援助隊)関係連絡窓口

団体名	住 所	本部	担当部署
東 京 都	新宿区西新宿2-8-1	未設置	総務局総合防災部防災対策課
		設 置	都本部(救出・救助統括室)
東京消防庁	千代田区大手町1-3-5	未設置	防災部震災対策課
		設 置	東京都消防応援活動調整本部
総務省消防庁	千代田区霞が関2-1-2	-	応急対策室
稲 城 市	稲城市東長沼2111	-	消防本部警防課
大 島 町	大島町元町字北の山 270-2	-	消防本部警防係
利 島 村	利島村248	-	総務課
新 島 村	新島村本村1-1-1	-	総務課
神 津 島 村	神津島村904	-	総務課
三 宅 村	三宅村坪田1378	-	消防本部消防救急係
御 蔵 島 村	御蔵島村字入かねが沢	-	総務課
八 丈 町	八丈町大賀郷2928-2	-	消防本部警防係
青ヶ島村	青ヶ島村無番地	-	総務課
小 笠 原 村	小笠原村父島字西町	-	総務課

3 自衛隊(災害派遣部隊)関係連絡窓口

団体名	住 所	本部	担当部署
東 京 都	新宿区西新宿2-8-1	未設置	総務局総合防災部防災対策課
		設 置	要請:都本部(応急対策指令室) 受入:都本部(救出・救助統括室)
陸上自衛隊	練馬区北町4-1-1	-	第1師団司令部第3部防衛班

4 相互応援協定関係連絡窓口

(1) 全国知事会(関東地方知事会)関係連絡窓口

団体名	住 所	本部	担当部署
東 京 都	新宿区西新宿2-8-1	未設置	総務局総合防災部防災対策課
		設 置	都本部(国・他縣市等広域調整部門)
全 国 知 事 会	千代田区平河町2-6-3	-	調査第二部
埼 玉 県	さいたま市浦和区 高砂3-15-1	-	危機管理防災部消防防災課
千 葉 県	千葉市中央区市場町1-1	-	防災危機管理部防災政策課
神 奈 川 県	横浜市中区日本大通1	-	安全防災局安全防災部災害対策課
茨 城 県	水戸市笠原町978-6	-	生活環境部防災・危機管理局 防災・危機管理課
栃 木 県	宇都宮市塙田1-1-20	-	県民生活部危機管理課
群 馬 県	前橋市大手町1-1-1	-	総務部危機管理室
長 野 県	長野市大字南長野 字幅下692-2	-	危機管理部危機管理防災課
静 岡 県	静岡市葵区追手町9-6	-	危機管理部危機政策課
山 梨 県	甲府市丸の内1-6-1	-	防災局防災危機管理課

(2) 九都県市関係連絡窓口

団体名	住 所	本部	担当部署
東 京 都	新宿区西新宿2-8-1	未設置	総務局総合防災部防災対策課
		設 置	都本部(国・他縣市等広域調整部門)
埼 玉 県	さいたま市浦和区 高砂3-15-1	-	危機管理防災部消防防災課
千 葉 県	千葉市中央区市場町1-1	-	防災危機管理部防災政策課
神 奈 川 県	横浜市中区日本大通1	-	安全防災局安全防災部災害対策課
横 浜 市	横浜市中区港町1-1	-	総務局危機管理室緊急対策課
川 崎 市	川崎市川崎区宮本町1	-	総務企画局危機管理室
千 葉 市	千葉市中央区千葉港1-1	-	総務局危機管理課
さいたま市	さいたま市浦和区 常盤6-4-4	-	総務局危機管理部防災課
相 模 原 市	相模原市中央区 中央2-11-15	-	危機管理局緊急対策課
関西広域連合	神戸市中央区 下山手通5-10-1	-	広域防災局 (兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課)

(3) 21大都市関係連絡窓口

団体名	住 所	本部	担当部署
東 京 都	新宿区西新宿2-8-1	未設置	総務局総合防災部防災対策課
		設 置	都本部(国・他縣市等広域調整部門)
札 幌 市	札幌市中央区 北1条西2丁目	-	危機管理対策室危機管理対策部 危機管理対策課
仙 台 市	仙台市青葉区 国分町3-7-1	-	危機管理室危機管理課
さいたま市	さいたま市浦和区 常盤6-4-4	-	総務局危機管理部防災課
千 葉 市	千葉市中央区千葉港1-1	-	総務局危機管理課
川 崎 市	川崎市川崎区宮本町1	-	総務企画局危機管理室
横 浜 市	横浜市中区港町1-1	-	総務局危機管理室危機管理課
新 潟 市	新潟市中央区 学校町通1番町602-1	-	危機管理防災局危機対策課
静 岡 市	静岡市葵区追手町5-1	-	総務局危機管理総室
相 模 原 市	相模原市中央区 中央2-11-15	-	危機管理局緊急対策課
浜 松 市	浜松市中区 元城町103-2	-	危機管理監危機管理課
名 古 屋 市	名古屋市中区 三の丸3-1-1	-	防災危機管理局危機対策室(広域連携)
京 都 市	京都市中京区押小路通 河原町西入榎木町450-2	-	行財政局防災危機管理室
大 阪 市	大阪市北区 中之島1-3-20	-	危機管理室危機管理課
堺 市	堺市堺区南瓦町3-1	-	危機管理室危機管理課
神 戸 市	神戸市中央区 加納町6-5-1	-	危機管理室
岡 山 市	岡山市北区 鹿田町1-1-1	-	危機管理室
広 島 市	広島市中区 国泰寺町1-6-34	-	危機管理室危機管理課
北 九 州 市	北九州市小倉北区 城内1-1	-	危機管理室危機管理課
福 岡 市	福岡市中央区 天神1-8-1	-	市民局防災・危機管理部 防災・危機管理課
熊 本 市	熊本市中央区 手取本町1-1	-	政策局危機管理防災総室

5 都及び区市町村関係連絡窓口

(1) 人的受援応援関係連絡窓口

団体名	住 所	本部	担当部署
東 京 都	新宿区西新宿2-8-1	未設置	総務局総合防災部防災対策課
		設 置	都本部(人員調整部門)
千 代 田 区	千代田区九段南1-2-1	未設置	政策経営部災害対策・危機管理課
		設 置	災害対策本部連絡調整班
中 央 区	中央区築地1-1-1	未設置	総務部職員課
		設 置	災対総務部職員課
港 区	港区芝公園1-5-25	未設置	防災危機管理室防災課
		設 置	災害対策本部(災対防災危機管理室)
新 宿 区	新宿区歌舞伎町1-4-1	未設置	総務部人事課
		設 置	災対総務部職員班
文 京 区	文京区春日1-16-21	未設置	総務部防災課
		設 置	災害対策本部事務局(受援担当)
台 東 区	台東区東上野4-5-6	未設置	総務部危機・災害対策課
		設 置	災対総務部人事課
墨 田 区	墨田区吾妻橋1-23-20	未設置	都市計画部危機管理担当防災課
		設 置	災対総務部総務隊人事班
江 東 区	江東区東陽4-11-28	未設置	総務部危機管理室防災課
		設 置	総務部職員課人事班
品 川 区	品川区広町2-1-36	未設置	防災まちづくり部防災課、総務部人事課
		設 置	総務部人事課
目 黒 区	目黒区中央町1-9-7	未設置	危機管理室防災課
		設 置	災対総務部人事課
大 田 区	大田区蒲田5-13-14	未設置	総務部防災危機管理課
		設 置	災対総務部(総務部人事課)
世 田 谷 区	世田谷区世田谷4-21-27	未設置	総務部人事課、危機管理室災害対策課
		設 置	災対保健福祉部応援受入班(仮称)
澁 谷 区	渋谷区渋谷2-21-1 渋谷ヒカリエ8階	未設置	危機管理対策部防災課
		設 置	災対統括部庶務担当(総務部職員課)
中 野 区	中野区中野4-8-1	未設置	都市基盤部防災分野
		設 置	災害対策本部
杉 並 区	杉並区阿佐谷南1-15-1	未設置	危機管理室防災課、総務部人事課
		設 置	災害対策本部災対総務部職員班

団体名	住 所	本部	担当部署
豊 島 区	豊島区南池袋2-45-1	未設置	総務部人事課
		設 置	総務部人事課
北 区	北区王子本町1-15-22	未設置	総務部職員課
		設 置	災害対策本部
荒 川 区	荒川区荒川2-2-3	未設置	区民生活部防災課
		設 置	災害対策本部運用班
板 橋 区	板橋区板橋2-66-1	未設置	危機管理室防災危機管理課
		設 置	総務部人事課
練 馬 区	練馬区豊玉北6-12-1	未設置	危機管理室防災計画課
		設 置	受援本部(災害対策総務部職員班)
足 立 区	足立区中央本町1-17-1	未設置	危機管理部災害対策課
		設 置	受援対策本部
葛 飾 区	葛飾区立石5-13-1	未設置	総務部人事課
		設 置	災害対策本部庶務班
江 戸 川 区	江戸川区中央1-4-1	未設置	総務部職員課
		設 置	危機管理部受援統括課
八 王 子 市	八王子市元本郷町 3-24-1	未設置	受援:生活安全部防災課 応援:総合経営部経営計画第三課
		設 置	生活安全部防災課
立 川 市	立川市泉町1156-9	未設置	市民生活部防災課
		設 置	災害対策本部職員班
武 蔵 野 市	武蔵野市緑町2-2-28	未設置	防災安全部防災課
		設 置	災対総務部人事班
三 鷹 市	三鷹市新川6-37-1 元気創造プラザ5階	未設置	総務部防災課
		設 置	災害対策本部職員配備班
青 梅 市	青梅市東青梅1-11-1	未設置	生活安全部防災課
		設 置	災害対策本部
府 中 市	府中市西宮町2-24	未設置	政策総務部職員課
		設 置	行政管理部防災危機管理課
昭 島 市	昭島市田中町1-17-1	未設置	総務部防災課
		設 置	総務部情報推進課
調 布 市	調布市小島町2-33-1	未設置	総務部総合防災安全課
		設 置	総務部人事課
町 田 市	町田市森野2-2-22	未設置	防災安全部防災課
		設 置	政策経営部企画政策課

団体名	住 所	本部	担当部署
小金井市	小金井市本町6-6-3	未設置	総務部地域安全課
		設 置	総務部地域安全課
小平市	小平市小川町2-1333	未設置	総務部防災危機管理課
		設 置	総務部防災危機管理課
日野市	日野市神明1-11-16 日野市防災情報センター	未設置	総務部防災安全課
		設 置	災害対策本部人事班
東村山市	東村山市本町1-2-3	未設置	環境安全部防災安全課
		設 置	総務部人事課
国分寺市	国分寺市戸倉1-6-1	未設置	総務部防災安全課
		設 置	災対総務政策部本部班
国立市	国立市富士見台2-47-1	未設置	行政管理部防災安全課
		設 置	要請:行政管理部情報管理課 受入:行政管理部職員課
福生市	福生市本町5	未設置	総務部職員課
		設 置	災害対策本部
狛江市	狛江市和泉本町1-1-5	未設置	総務部安心安全課
		設 置	総務部職員課
東大和市	東大和市中心3-930	未設置	総務部防災安全課
		設 置	総務部職員課
清瀬市	清瀬市中里5-842	未設置	総務部防災防犯課
		設 置	総務部統括班
東久留米市	東久留米市本町3-3-1	未設置	環境安全部防災防犯課
		設 置	災害対策情報部情報連絡班
武蔵村山市	武蔵村山市本町1-1-1	未設置	総務部防災安全課
		設 置	災害対策本部
多摩市	多摩市関戸6-12-1	未設置	総務部防災安全課
		設 置	統括対策部
稲城市	稲城市東長沼2111	未設置	総務部人事課
		設 置	災害対策本部(総務部人事課)
羽村市	羽村市緑ヶ丘5-2-1	未設置	市民生活部防災安全課
		設 置	災害対策本部
あきる野市	あきる野市二宮350	未設置	総務部地域防災課
		設 置	総務部地域防災課
西東京市	西東京市中町1-5-1	未設置	危機管理室
		設 置	危機管理室、職員課

団体名	住 所	本部	担当部署
瑞 穂 町	瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335	未設置	住民部地域課安全係
		設 置	企画部企画課、総務課
日 の 出 町	日の出町大字平井2780	未設置	総務課
		設 置	総務課
檜 原 村	檜原村467-1	未設置	総務課
		設 置	総務課総務係
奥 多 摩 町	奥多摩町氷川215-6	未設置	総務課交通防災係
		設 置	総務課交通防災係
大 島 町	大島町元町1-1-14	未設置	総務課
		設 置	総務部(総務課)
利 島 村	利島村248	未設置	総務課
		設 置	災害対策本部
新 島 村	新島村本村1-1-1	未設置	総務課行政係
		設 置	総務部総務課
神 津 島 村	神津島村904	未設置	総務課行政係
		設 置	総務課行政係
三 宅 村	三宅村阿古497	未設置	総務課防災危機管理係
		設 置	総務課防災危機管理係
御 蔵 島 村	御蔵島村字入かねが沢	未設置	総務課総務係
		設 置	総務課総務係
八 丈 町	八丈町大賀郷2551-2	未設置	総務課
		設 置	災害対策本部
青 ヶ 島 村	青ヶ島村無番地	未設置	総務課
		設 置	災害対策本部
小 笠 原 村	小笠原村父島字西町	未設置	総務課
		設 置	総務課

(2)物的受援応援関係連絡窓口

団体名	住 所	本部	担当部署
東 京 都	新宿区西新宿2-8-1	未設置	福祉保健局生活福祉部計画課 総務局総合防災部防災計画課 (都外被災自治体への応援に関すること)
		設 置	都本部(物資・輸送調整チーム) 福祉保健局指導監査部指導第一課 (義援物資に関すること)
千 代 田 区	千代田区九段南1-2-1	未設置	政策経営部災害対策・危機管理課
		設 置	災害対策本部連絡調整班
中 央 区	中央区築地1-1-1	未設置	総務部防災課
		設 置	災対指令部総合調整課
港 区	港区芝公園1-5-25	未設置	防災危機管理室防災課
		設 置	災害対策本部(災対防災危機管理室)
新 宿 区	新宿区歌舞伎町1-4-1	未設置	危機管理担当部危機管理課
		設 置	災対総務部物資調達輸送班
文 京 区	文京区春日1-16-21	未設置	総務部防災課
		設 置	災対区民部
台 東 区	台東区東上野4-5-6	未設置	総務部危機・災害対策課
		設 置	災対危機管理室危機・災害対策課
墨 田 区	墨田区吾妻橋1-23-20	未設置	都市計画部危機管理担当防災課
		設 置	災対総務部財務・経理隊会計管理班
江 東 区	江東区東陽4-11-28	未設置	総務部危機管理室防災課
		設 置	総務部経理班
品 川 区	品川区広町2-1-36	未設置	防災まちづくり部防災課
		設 置	区民支援部地域活動課
目 黒 区	目黒区中央町1-9-7	未設置	危機管理室防災課
		設 置	災害対策本部事務局
大 田 区	大田区蒲田5-13-14	未設置	総務部防災危機管理課
		設 置	総務部防災危機管理課
世 田 谷 区	世田谷区世田谷4-21-27	未設置	財務部経理課
		設 置	災対物資管理部
澁 谷 区	渋谷区渋谷2-21-1 渋谷ヒカリエ8階	未設置	危機管理対策部防災課
		設 置	災対統括部物資担当(監査委員事務局)
中 野 区	中野区中野4-8-1	未設置	都市基盤部防災分野
		設 置	災害対策本部

団体名	住 所	本部	担当部署
杉 並 区	杉並区阿佐谷南1-15-1	未設置	総務部危機管理室防災課
		設 置	災害対策本部救援部物資班
豊 島 区	豊島区南池袋2-45-1	未設置	総務部防災危機管理課
		設 置	災害対策本部
北 区	北区王子本町1-15-22	未設置	危機管理室防災課
		設 置	災害対策本部
荒 川 区	荒川区荒川2-2-3	未設置	区民生活部防災課
		設 置	災害対策本部運用班
板 橋 区	板橋区板橋2-66-1	未設置	危機管理室防災危機管理課
		設 置	区民文化部戸籍住民課
練 馬 区	練馬区豊玉北6-12-1	未設置	危機管理室防災計画課
		設 置	受援本部
足 立 区	足立区中央本町1-17-1	未設置	危機管理部災害対策課
		設 置	受援対策本部
葛 飾 区	葛飾区立石5-13-1	未設置	地域振興部防災課
		設 置	災害対策本部資源管理班
江 戸 川 区	江戸川区中央1-4-1	未設置	危機管理室防災危機管理課
		設 置	危機管理部受援統括課
八 王 子 市	八王子市元本郷町 3-24-1	未設置	総合経営部経営計画第三課
		設 置	産業振興部産業政策課
立 川 市	立川市泉町1156-9	未設置	市民生活部防災課
		設 置	災害対策本部物資調達班
武 蔵 野 市	武蔵野市緑町2-2-28	未設置	防災安全部防災課
		設 置	災対市民部物資管理班
三 鷹 市	三鷹市新川6-37-1 元気創造プラザ5階	未設置	総務部防災課
		設 置	災害対策本部地域支援班
青 梅 市	青梅市東青梅1-11-1	未設置	生活安全部防災課
		設 置	災害対策本部
府 中 市	府中市西宮町2-24	未設置	行政管理部防災危機管理課
		設 置	行政管理部防災危機管理課
昭 島 市	昭島市田中町1-17-1	未設置	総務部防災課
		設 置	災害対策本部
調 布 市	調布市小島町2-33-1	未設置	総務部総合防災安全課
		設 置	総務部契約課

団体名	住 所	本部	担当部署
町 田 市	町田市森野2-2-22	未設置	防災安全部防災課
		設 置	経済観光部産業観光課(物資集積所運営担当課)
小 金 井 市	小金井市本町6-6-3	未設置	総務部地域安全課
		設 置	総務部地域安全課
小 平 市	小平市小川町2-1333	未設置	総務部防災危機管理課
		設 置	総務部防災危機管理課
日 野 市	日野市神明1-11-16 日野市防災情報センター	未設置	総務部防災安全課
		設 置	災害対策本部人事班
東 村 山 市	東村山市本町1-2-3	未設置	環境安全部防災安全課
		設 置	災対市民部
国 分 寺 市	国分寺市戸倉1-6-1	未設置	総務部防災安全課
		設 置	災対総務政策部本部班
国 立 市	国立市富士見台2-47-1	未設置	行政管理部防災安全課
		設 置	生活環境部まちの振興課
福 生 市	福生市本町5	未設置	総務部安全安心まちづくり課
		設 置	災害対策本部
狛 江 市	狛江市和泉本町1-1-5	未設置	総務部安心安全課
		設 置	総務部安心安全課
東 大 和 市	東大和市中央3-930	未設置	総務部防災安全課
		設 置	市民部産業振興課、保険年金課
清 瀬 市	清瀬市中里5-842	未設置	総務部防災防犯課
		設 置	総務部統括班
東 久 留 米 市	東久留米市本町3-3-1	未設置	環境安全部防災防犯課
		設 置	災害対策情報部情報連絡班
武 蔵 村 山 市	武蔵村山市本町1-1-1	未設置	総務部防災安全課
		設 置	災害対策本部
多 摩 市	多摩市関戸6-12-1	未設置	総務部防災安全課
		設 置	統括対策部
稲 城 市	稲城市東長沼2111	未設置	消防本部防災課
		設 置	災害対策本部(総務部・消防本部)
羽 村 市	羽村市緑ヶ丘5-2-1	未設置	市民生活部防災安全課
		設 置	災害対策本部
あ き る 野 市	あきる野市二宮350	未設置	総務部地域防災課
		設 置	総務部地域防災課

団体名	住 所	本部	担当部署
西 東 京 市	西東京市中町1-5-1	未設置	危機管理室
		設 置	危機管理室、市民部納税課
瑞 穂 町	瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335	未設置	住民部地域課安全係
		設 置	住民部住民課
日 の 出 町	日の出町大字平井2780	未設置	子育て福祉課
		設 置	子育て福祉課
檜 原 村	檜原村467-1	未設置	総務課
		設 置	総務課総務係
奥 多 摩 町	奥多摩町氷川215-6	未設置	総務課交通防災係
		設 置	総務課交通防災係
大 島 町	大島町元町1-1-14	未設置	防災対策室
		設 置	建設部(観光産業課)
利 島 村	利島村248	未設置	総務課
		設 置	総務課
新 島 村	新島村本村1-1-1	未設置	総務課行政係
		設 置	民生部民政課
神 津 島 村	神津島村904	未設置	総務課行政係
		設 置	総務課行政係
三 宅 村	三宅村阿古497	未設置	総務課防災危機管理係
		設 置	総務課防災危機管理係
御 蔵 島 村	御蔵島村字入かねが沢	未設置	総務課総務係
		設 置	総務課総務係
八 丈 町	八丈町大賀郷2551-2	未設置	総務課
		設 置	災害対策本部
青 ヶ 島 村	青ヶ島村無番地	未設置	総務課
		設 置	災害対策本部
小 笠 原 村	小笠原村父島字西町	未設置	総務課
		設 置	総務課

6 主な受援応援対象業務関係連絡窓口

業務名	担当部署
総合窓口	都本部(人員調整部門)
情報連絡員	都本部(人員調整部門)
区市町村災害対策本部支援	都本部(人員調整部門)
避難所運営	都本部(人員調整部門)
物資仕分け・荷下ろし等	都本部(人員調整部門)
区市町村応急復旧業務全般 (窓口受付など)	都本部(人員調整部門)
住家被害認定調査・罹災証明	都本部(人員調整部門)
都市復興基本計画策定のための 家屋被害状況調査	都市整備局市街地整備部企画課 都本部(人員調整部門)
被災建築物応急危険度判定 (社会公共施設等)	区市町村窓口:都本部(公共建築物等応急危険度判定部会) 各局窓口:都本部(各局調整部門)
被災建築物応急危険度判定 (民間住宅等)	都市整備局市街地建築部建築企画課 (応急危険度判定支援本部)
被災宅地危険度判定	都市整備局市街地整備部区画整理課 (被災宅地危険度判定支援本部)
応急仮設住宅等の供与に係る業務	都市整備局住宅政策推進部住宅政策課・不動産課 都市整備局都営住宅経営部指導管理課・住宅整備課
応急修理に係る業務	都市整備局住宅政策推進部住宅政策課・マンション課
災害廃棄物の処理	東京都災害廃棄物対策本部
健康・保健(保健師の派遣等)	福祉保健局保健政策部保健政策課
医療支援(医師の派遣等)	DMAT:福祉保健局医療政策部救急災害医療課 こころのケア:福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課
応急給水	給水対策本部(水道局)
水道施設応急復旧	給水対策本部(水道局)
下水道施設応急復旧	下水道局災害対策本部 各部門災害対策本部
道路・河川・橋梁等応急復旧	建設局災害対策本部 各建設事務所災害対策本部
港湾施設応急復旧	港湾局災害対策本部総括指揮班 港湾局災害対策本部空港指揮班

7 想定される主な受援応援対象業務

避難所運営

I 業務の概要

避難所に関しては、被災区市町村及び自主防災組織等が参集し、その被害状況等を確認の上、早期に運営体制を構築する必要がある。

避難所運営に係る業務は、自助の観点から、自主防災組織等の住民主体による運営を原則とすべきではあるが、個人情報保護や衛生管理の観点から、情報や食品の管理など行政職員が直接担うことが望ましい業務について、人員が不足することが見込まれる場合、区市町村災害対策本部は、都本部に速やかに応援要請を行う。

II 担当部署

都本部（人員調整部門）

III 応援職員等の活動内容

- ・ 区市町村災害対策本部との連絡調整
- ・ 避難所における情報収集・管理・共有
- ・ 食料・物資管理
- ・ 衛生的な環境の整理

IV 応援職員等に求める要件

- 有（ ）
- 無

V 受援に係る手順等

《 応援職員の活用を踏まえた避難所運営の流れ(イメージ) 》

※内閣府「避難所運営ガイドライン」及び東京都福祉保健局「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」を参考に作成

【24時間以内】

- 発災直後区市町村の避難所派遣職員及び自主運営組織の会員は避難所に参集(避難所ごとに異なる)
- 避難所の被害状況等を確認し、避難所運営体制を構築
- 避難所を開設し、避難者の受入れを開始
- トイレの確保、使用ルール等の周知
- 情報取得態勢を整え、情報共有、広報等を実施
- 物資の受入れ及び備蓄品(毛布、飲料水、食料等)の配布等を実施
- 現地機動班要員が被災区市町村の本部に到着
- 区市町村から都本部人員調整部門へ応援要請

【72時間以内】

- 避難所運営ルールの確立
- 避難者の安否確認照会対応、本部との情報連絡、マスコミ対応等の実施
- 食料・物資のニーズ把握及び要請(避難所の備蓄状況、避難者の状況によっては24時間以内に実施)
- 72時間以内の応援は、自主運営組織を中心に当該区市町村職員及び東京都内の応援職員での対応を想定
- 応援職員が徐々に到着し、区市町村職員が担うべき情報収集・管理・共有、食料・物資管理等を中心に支援

【72時間以降】

- こころのケア、衛生環境の維持、避難生活の改善に向けた対応
- 他団体からの応援職員が被災区市町村経由で避難所に到着
- 現地機動班要員の撤収及び状況に応じて入れ替わりの都職員派遣を実施
- 避難者の状況に応じて、避難者の移送、避難所の閉鎖・集約等

内閣府「避難所運営ガイドライン」を基に作成		施設管理者	自主運営組織	区市町村派遣職員	都職員	他団体応援職員	医療・福祉関係者	NPO・ボランティア	具体的な業務
【凡例】 ★主担当 ◎担当 ○支援 ◆連携協働先									
避難所運営	避難所開設等	★	★	★				◆	施設被害状況把握、備蓄品確認、ライフライン被害確認、避難所生活ルール確立、避難者名簿作成等
	情報の取得・管理・共有	○	◆	★	○	○		◆	通信機器・電源確保、避難者向け情報周知、本部への報告、避難者安否照会照合等
	食料・物資管理	○	★	◎	○	○		◆	備蓄物資の配布、避難所・在宅避難者別ニーズの把握・報告、物資積み下ろし等
	トイレの確保・管理	◎	★	◎				◆	備蓄してある簡易・組立式トイレ等の設置、不足するトイレの把握・要請、トイレの使用ルールの周知、防犯対策(照明、防犯ブザー等)、清掃当番等役割分担決定等
	衛生的な環境の維持	◎	★	○		○	◆	◆	ごみ集積場所確保、避難所の清掃、食品管理、手洗い等
	避難者の健康管理	○	◆			○	◆	◆	医師・保健師等の巡回体制確保、避難所の換気、感染症予防、エコノミックス症候群予防、冷暖房器具の確保、防寒着等の確保等
	寝床の改善							★	毛布の確保、ブルーシート・段ボール等の確保、間仕切りの確保、エアマット・段ボールベッドの設置の検討等

都の保健師等の派遣も想定

物資仕分け・荷下ろし等

I 業務の概要

大規模災害が発生した場合、被災区市町村に対して、大量の救援物資が届けられることが予想される。被災区市町村では、これらの救援物資を円滑に受け入れ、被災者に確実に届けることができる体制を整備しておく必要があるが、被災区市町村において、救助物資の受入れから配分までの全てを行うことは、マンパワー的にも困難である。

発災初期から発災後おおむね3日間は、都及び区市町村の備蓄物資で対応する。各被災区市町村において、備蓄倉庫に備蓄する物資を搬出し、避難所に輸送を行う。また、区市町村の地域内輸送拠点には、おおむね発災後1日目から3日目までは都の備蓄物資が搬送され、4日目以降は国等からの物資が搬送されることとなる。区市町村の備蓄倉庫や地域内輸送拠点等における物資の荷下ろし、積み込み及び仕分けに要する人員が不足し、又は不足することが見込まれる場合には、被災区市町村の災害対策本部は、速やかに都本部へ応援要請を行う必要がある。

II 担当部署

都本部（人員調整部門）

III 応援職員等の活動内容

物資の仕分け、物資の荷下ろし及び物資の積み込み

IV 応援職員に求める要件

- 有（ ）
 無

V 民間の受入れ可否

- 可（一般ボランティア等）
 不可

VI 支援に係る手順等

ア 被災区市町村は、救援物資の受入れに関し、物資の仕分け、物資の荷下ろし及び物資の積み込みに関し、人員が不足する場合には、都本部（人員調整部門）に対して応援を要請する。

イ 都本部（人員調整部門）は、被災区市町村から応援要請を受けた場合は、各局又は都本部（国・他縣市等広域調整部門）を通じて広域応援協定団体に対して応援を要請する。

都市復興基本計画策定のための家屋被害状況調査

I 業務の概要

家屋・住家の被害状況の把握は、市街地復興のあり方を検討する上で必要不可欠であるとともに、東京都災害廃棄物処理計画、応急的な住宅等の供給計画及び住宅復興計画の策定等、都民生活再建のための施策立案及びその実施に当たっての重要な基礎資料となるものである。

このため、被災後1週間から1か月を目途に、応急危険度判定員の調査結果から損壊の程度を読み取ることなどにより家屋被害の状況を調査し、整理する。

II 担当部署

都市整備局市街地整備部企画課

※区市町村からの応援要請先は都本部（人員調整部門）

III 応援職員の活動内容

「応急危険度判定」調査票の結果から損壊の程度を読み取ることなどにより、災害により倒壊等の被害を受けた建物被害を調査し、図や台帳に整理

IV 応援職員に求める要件

有（建築職員及び家屋評価に関する知識・経験を有する職員）

無

V 受援に係る手順等

ア 被災区市町村は、家屋被害状況調査を行うに当たり、人員が不足する場合は、都本部（人員調整部門）へ応援要請を行う。

イ 都本部（人員調整部門）は、被災区市町村から応援要請を受けた場合は、都市整備局長へ報告する。

ウ 都市整備局長は、総務局長と協議して、建築職員及び家屋評価に関する知識・経験を有する職員による、被災区市町村の行う調査への応援体制を整備する。

また、必要に応じて、他の公的機関及び各学会・大学に対して、人員派遣の要請を行うとともに、都本部（人員調整部門）に対して広域応援協定団体へ応援要請するよう依頼する。

エ 都本部（人員調整部門）は、都市整備局長から広域応援協定団体への応援要請を受けた場合は、都本部（国・他縣市等広域調整部門）を通じて応援要請を行う。

オ 都市整備局長は、応援人員の配分についての総括調整を行い、地域別に「家屋被害状況調査応援班（仮称）」を組織する。

カ 家屋被害状況調査応援班（仮称）は、被災区市町村に協力して、被害調査を実施する。

被災建築物応急危険度判定（社会公共施設等）

I 業務の概要

被災した都民が生活し、又は利用する社会公共施設等については、施設管理者の責任において早急に建築技術者による応急危険度判定を実施し、必要な場合は施設の継続使用による二次災害防止のための措置（立入禁止・立入制限、応急工事等）を講じる必要がある。

特に、避難施設等となる防災拠点施設（民間施設を含む。）、都立病院及び災害拠点病院（福祉保健局から要請のあった場合に限る。）等の防災上特に重要な建築物、応急仮設住宅等となりうる公的住宅等（都営住宅、都民住宅、東京都住宅供給公社住宅、区市町村営住宅、都市再生機構住宅、東京都職員住宅、国家公務員宿舎）については、発災直後から3日以内を目途に応急危険度判定を実施する必要がある。

II 担当部署

都本部（公共建築物等応急危険度判定部会）

※各局からの応援要請先は都本部（各局調整部門）

III 応援職員等の活動内容

都民が生活し、又は利用する社会公共施設等に係る応急危険度判定の実施

IV 応援職員に求める要件

【庁内各局間の応援については以下の要件有】

- 有（都立建築物応急危険度判定技術者）
 無

V 受援に係る手順等

ア 各局は、大規模災害が発生した場合、施設管理者として安全確認を実施する。

イ 安全確認の結果、応急危険度判定の実施が必要であると判断した場合、各局は応急危険度判定を実施する。

ウ 各局において、応急危険度判定を実施することが困難と認められる場合、各局は、都本部（各局調整部門）へ支援を要請する。

エ 都本部（各局調整部門）は、応急危険度判定実施のため必要と認められる場合、公共建築物等応急危険度判定部会（以下「判定部会」という。）を設置する。

オ 判定部会は、財務局の策定する判定実施計画を基に各局の判定技術者の割当てを調整・決定する。

カ 財務局は、判定部会の決定に基づき、関係各局に判定技術者の参集を要請する。

また、判定技術者が不足する場合は、都本部（人員調整部門）へ応援要請を行う。

キ 都本部（人員調整部門）は都本部（国・他縣市等広域調整部門）を通じて広域応援協定団体等に対して応援を要請する。

被災建築物応急危険度判定（民間住宅等）

I 業務の概要

発災直後において、余震等に伴う建築物の倒壊や落下物・転倒物によって生じる二次災害を防止するため、発災後1週間を目途にその建築物の被災状況を調査し、当該建築物の当面の使用の可否について判定し、その結果を使用者等に周知する。

II 担当部署

都市整備局市街地建築部建築企画課（応急危険度判定支援本部）

III 応援職員等の活動内容

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めているマニュアルに基づき、建物の当面の使用に当たっての危険性を判断

IV 応援職員等に求める要件

- 有（応急危険度判定員）
 無

V 受援に係る手順等

- ア 発災後、被災区市町村は、被災建築物の応急危険度判定を実施するため、応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
- イ 実施本部の設置後、都市整備局は、災害対策本部の下に、区市町村の応急危険度判定の支援を行う応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。
- ウ 実施本部は、判定に必要な応急危険度判定員等が足りない場合、支援本部に支援を要請する。
- エ 支援本部は、実施本部からの要請があった場合、10都県で構成される広域被災建築物応急危険度判定協議会（以下「ブロック協議会」という。）における幹事県に対し支援を要請する。
- オ 支援本部からの要請を受け、ブロック協議会は、被災建築物応急危険度判定広域支援本部（以下「広域支援本部」という。）を設置し、広域支援本部は、ブロック協議会内の被災していない自治体の支援の取りまとめを行う。
- カ 複数の都道府県で甚大な被害が発生し全国的な応援が必要となった場合は、国土交通省建築指導課は、応急危険度判定支援調整本部として他ブロック幹事都道府県、都市再生機構（UR）及び建築関係団体と調整し、全国的な支援活動を展開する。

被災宅地危険度判定

I 業務の概要

大規模な地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等に伴う二次被害を軽減・防止し、住民の安全を確保するために、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を調査し、その結果を宅地の使用者等に周知する必要がある。

II 担当部署

都市整備局市街地整備部区画整理課（被災宅地危険度判定支援本部）

III 応援職員等の活動内容

被災宅地危険度判定連絡協議会が定める基準に基づき、住居である建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地について宅地の危険度を判定

IV 応援職員に求める要件

- 有（被災宅地危険度判定士）
 無

V 受援に係る手順等

- ア 被災区市町村は、判定実施を決定した場合、直ちに被災宅地危険度判定実施本部を設置する。
- イ 被災区市町村は、判定に必要な被災宅地危険度判定士や資機材が足りない場合、都市整備局に支援要請を行う。
- ウ 都市整備局は、区市町村から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。
- エ 支援本部は、要請内容や被害状況を整理して支援実施計画を策定し、計画に基づき、被災宅地危険度判定士の派遣、資機材の貸与等の支援措置を講じる。
- オ 支援本部は、災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて他道府県等（地域連絡協議会）に対して被災宅地危険度判定士の派遣等を要請、若しくは国土交通省に対し調整を要請する。

応急仮設住宅等の供与に係る業務

I 業務の概要

首都直下地震等の発災時には、災害救助法に基づき、住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に対して、応急仮設住宅の供与が必要となる。

このため、応急仮設住宅等（公営住宅等の空き室利用、借上型仮設住宅、建設型仮設住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針（暫定）を作成・公表する。応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。必要に応じて、区市町村は、工事監理への協力を行うとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。

II 担当部署

（受援応援窓口） 都市整備局住宅政策推進部住宅政策課

（業務担当部署） 都営整備局住宅政策推進部不動産課

都市整備局都営住宅経営部経営企画課、指導管理課、住宅整備課
その他部内関係部署

III 応援職員の活動内容

建設型仮設住宅の工事監理業務、借上型仮設住宅、建設型仮設住宅・公営住宅等の入居者の募集・受付・審査等の業務を行う。

IV 応援職員に求める要件

有

無 （公的住宅の入居審査経験があると良い・営繕工事の経験があると良い）

V 応援に係る手順等

ア 都市整備局は、応急仮設住宅等供給方針（暫定）を策定する。

イ 都市整備局は、公的住宅の空き住戸を確保するとともに、借上型仮設住宅の確保に向け、事前協定に基づき、関係団体へ協力を依頼する。

また、建設型仮設住宅の計画・建設を開始する。必要に応じて、区市町村に工事監理を委任する。

ウ 都市整備局は、募集・受付・審査等の業務について、区市町村に事務委任するとともに、募集計画等を提示する。

エ 都市整備局は、人員の不足が見込まれる場合は、都本部（人員調整部門）に支援を要請する。

オ 都本部（人員調整部門）は、都市整備局から工事監理、募集・受付・審査等の業務に係る応援要請を受けた場合は、各局又は都本部（国・他縣市等広域調整部門）を通じて広域応援協定団体に対して応援を要請する。

応急修理に係る業務

I 業務の概要

首都直下地震等の発災時には、災害救助法に基づき、被災した住宅の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理の実施が必要となる。

このため、応急修理の必要規模について迅速に調査の上、区市町村に募集・受付・審査等について委任するとともに、応急修理方針等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。原則として、区市町村は、応急修理の募集・受付・審査等の事務を行う。

II 担当部署

(受援応援窓口) 都市整備局住宅政策推進部住宅政策課

(業務担当窓口) 都市整備局住宅政策推進部住宅政策課、マンション課

III 応援職員の活動内容

半壊等の被災住宅に対する応急修理に関し、募集・受付・審査等の業務を行う。

IV 応援職員に求める要件

有

無 (木造住宅、非木造住宅の部位に関する知識があることが望ましい。)

V 受援に係る手順等

ア 都市整備局は、応急修理方針等を策定する。

イ 都市整備局は、区市町村に募集・受付・審査等を事務委任する。

ウ 都市整備局は、人員の不足が見込まれる場合は、都本部（人員調整部門）に支援を要請する。

エ 都本部（人員調整部門）は、都市整備局から募集・審査業務に係る応援要請を受けた場合は、各局又は都本部（国・他縣市等広域調整部門）を通じて広域応援協定団体に対して応援を要請する。

災害廃棄物の処理

I 業務の概要

人材や資機材が不足し、都内だけでは災害廃棄物処理のための十分な体制が構築できない場合、都や区市町村が事前に締結した個別の協定を活用するとともに、D. Waste-Net^{*}、その他広域連携については都が窓口となって、都外へ人材や資機材の支援要請を行う。

※D. Waste-Net

国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者により構成される人的な支援ネットワーク。主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等

II 担当部署

東京都災害廃棄物対策本部

III 支援内容

都外自治体、事業者団体・民間事業者、学識経験者からの知見・資機材・人員に関する支援を想定

IV 支援に係る手順等

ア 区市町村への支援

(ア) 専門技術を要する職員の支援（技術的支援）

- a 区市町村は、自区域内で発生した災害廃棄物を単独で処理しきれない場合、必要に応じて、都内の近隣自治体間で連携して処理を実施するが、対応が困難な場合、東京都災害廃棄物対策本部に支援を要請する。
- b 東京都災害廃棄物対策本部は、区市町村からの災害廃棄物処理に関する支援要請を受けて、他自治体や大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会^{*}（以下「関東ブロック協議会」という。）、D. Waste-Net等に対して支援要請を行うとともに、（一社）東京都産業廃棄物協会等の協定団体に対して協力を要請する。

(イ) 一般的な事務職員の支援

- a 区市町村は、災害廃棄物の処理に関する事務の人員が不足し、対応が困難な場合、東京都災害廃棄物対策本部に支援を要請する。
- b 東京都災害廃棄物対策本部は、環境局内で人員再配置等を行っても対応が困難な場合、都本部（人員調整部門）に対して支援要請を行う。
- c 都本部（人員調整部門）は、東京都災害廃棄物対策本部から支援要請を受けた場合は、各局又は都本部（国・他縣市等広域調整部門）を通じて広域応援協定団体に対して支援を要請する。

イ 東京都災害廃棄物対策本部自体への支援

(ア) 専門技術を要する職員の支援（技術的支援）

東京都災害廃棄物対策本部は、関東ブロック協議会や D.Waste-Net 等に対して支援要請を行う。

(イ) 一般的な事務職員の支援

- a 東京都災害廃棄物対策本部は、環境局内で人員再配置等を行っても対応が困難な場合、都本部（人員調整部門）に対して応援要請を行う。
- b 都本部（人員調整部門）は、東京都災害廃棄物対策本部から応援要請を受けた場合は、各局又は都本部（国・他縣市等広域調整部門）を通じて広域応援協定団体に対して応援を要請する。

※大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会

環境省関東地方環境事務所が、管轄する 10 都県を対象に、災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携について検討するために設置した協議会

関東ブロックの範囲（10 都県）：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県

医療支援（医師の派遣等）

I 業務の概要

首都直下地震等の大規模災害発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生し、発災直後は医療需要が急激に拡大することが想定される。

そのため、都は、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会などの関係機関に対して都医療救護班の編成・派遣を要請するとともに、厚生労働省DMAT事務局と調整し、全国の道府県に対しても他県DMATの編成・派遣の要請などを行う。

II 担当部署

福祉保健局医療政策部救急災害医療課

III 主な活動内容

（都医療救護班）

- ・ 傷病者に対するトリアージ
- ・ 傷病者に対する応急処置及び医療
- ・ 傷病者の収容医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- ・ 死亡の確認及び遺体の検案への協力
- ・ 助産救護 等

（他県DMAT）

- ・ 被災地域内の病院でのトリアージ
- ・ 被災地域内の病院の診療支援
- ・ 被災地域内医療機関から近隣地域の医療機関等への患者搬送 等

IV 応援医療チームの職員に求める要件

（都医療救護班）

- ・ 災害医療に関する知識、経験を有する者

（他県DMAT）

- ・ 厚生労働省等が実施する「日本DMAT隊員養成研修」を修了し、又はそれと同等の学識・技能を有する者として厚生労働省から認められ、厚生労働省に登録された者

V 応援要請手続

(都医療救護班)

都と締結した協定に基づき派遣

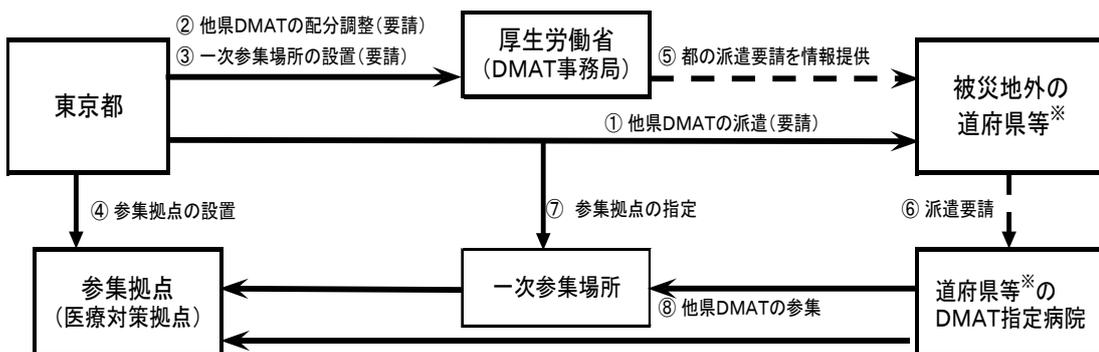
【都医療救護班等の要請手続】



(他県DMAT)

厚生労働省DMAT事務局と調整し、道府県や国立病院機構などの関係機関に対して、他県DMATの派遣を要請する。

【他県DMATの派遣要請】



※ 道府県等とは、被災地外の道府県のほか、文部科学省及び国立病院機構をいう。

応急給水

I 業務の概要

災害時給水ステーションにおいて、給水活動を実施するもので、病院・避難所等で給水を実施し、作業終了後には作業報告書を作成する。

II 担当部署

給水対策本部（水道局）

※統合統括部 総務・広報班（応援要請・調整）

※応援受入本部（応援受入場所の調整、応援部隊派遣内容の確認・連絡）

III 応援団体等の活動内容

住民・病院等への応急給水

IV 応援団体等

他水道事業者等

V 受援に係る手順等

ア 一般的には、発災後、水道局内での対応可否、他水道事業者等への応援要請について検討する。

イ 応援要請が必要と判断された場合、日本水道協会へ応援要請する。

ウ 日本水道協会から応援派遣事業者の連絡を受け、水道局応援受入本部である研修・開発センターにて応援隊の受入先を調整し、必要な作業指示を行うとともに、自衛隊へ応急給水の応援要請を行う。

エ 応援要請は、都本部（ライフライン調整チーム）が都本部（救出・救助統括室）を通じて自衛隊に要請を行い、対応可能との連絡があれば、都本部（ライフライン調整チーム）を通じて応援内容の調整を行う。

水道施設応急復旧

I 業務の概要

必要な復旧区域において、水道施設・管路の復旧を行うもので、一般的には、通水・漏水調査班と修理班に分かれて作業を進め、作業終了後には作業報告書を作成する。

II 担当部署

給水対策本部（水道局）

※統合統括部 総務・広報班（応援要請・調整）

※応援受入本部（応援受入場所の調整、応援部隊派遣内容の確認・連絡）

III 応援団体等の活動内容

- ・送・配水管路の被害状況の把握及び復旧活動等
- ・宅地内給水装置の復旧活動

IV 応援団体等

他水道事業者等

V 受援に係る手順等

ア 水道局内で人員再配置等を行っても対応が困難な場合、他水道事業者等への応援要請を検討する。

イ 応援要請が必要と判断された場合、日本水道協会へ応援要請する。

ウ 日本水道協会から応援派遣事業者の連絡を受け、水道局応援受入本部である研修・開発センターにて応援隊の受入先を調整し、必要な作業指示を行う。

下水道施設応急復旧

I 業務の概要

発災後、下水道施設については、下水道管理設位置の道路陥没やマンホール浮上等による交通機能への支障や、下水道施設の損傷により下水の排水不良が生じ、衛生環境の悪化や雨天時の浸水発生等が想定される。

そのため、下水道管理設位置の路面変状について調査し、二次災害の防止など安全対策を緊急措置として行うとともに、下水道の機能を迅速に確保するための応急復旧対策を検討し実施していく。

II 担当部署

下水道局災害対策本部
各部門災害対策本部

III 受援内容等

下水道施設に対する緊急措置、一次・二次調査、応急復旧、災害査定資料作成、資機材の提供等

IV 応援団体等

下水道次号における災害時支援に関するルールに基づき応援を要請する。

ア 政令指定都市 20 市の下水道事業体（大都市ルール）

イ 他下水道事業体（全国ルール）

ウ 監理団体及び協力団体

エ 下水道施設の緊急措置、一次・二次調査、応急復旧、災害査定資料作成等に必要の技能を有する者

V 受援に係る手順等

ア 下水道局災害対策本部を設置し、下水道施設の被害状況を把握するとともに、応急復旧対策について迅速・的確に指示する。

イ 水再生センター、ポンプ所、管路等の下水道施設について、被害状況を把握するための緊急調査を行い、速やかに復旧計画を定め、応急復旧を行う。

ウ 応急復旧活動において、人員が不足する場合は、監理団体や下水道事業における災害時支援に関するルールに基づいた他自治体の下水道事業体等に応援を要請する。

エ 各部門災害対策本部において、応援隊の受入先（集積基地）を調整し、必要な作業指示を行う。

道路・河川・橋梁等応急復旧

I 業務の概要

震災時において、救援救護の生命線となる河川・道路等における障害物の除去、水害から都民を守る河川施設等の機能保全など、膨大な応急復旧業務が発生することが想定される。

II 担当部署

建設局災害対策本部（国土交通省、関東地方整備局、首都高速道路会社、NEXCO、各建設業協会、他道府県土木主管部等との情報連絡）

各建設事務所災害対策本部（指定管理者、所管警察署、企業者、協定業者、区市町村、所管消防署、ボランティア協会等との情報連絡）

III 応援団体及び応援内容等

ア 建設局所掌業務関係民間団体

（建設資機材と労働力の提供、道路・河道内障害物除去作業、緊急水上輸送、河川管理施設の応急復旧等）

イ 国土交通省

（公共土木施設の被害状況調査、応急復旧に必要な車両、資機材の貸与及び物資の提供斡旋並びに被災調査職員の派遣等）

IV 受援に係る手順等

ア 建設局所掌業務関係民間団体

災害時において、円滑な相互応援を行えるよう、区市町村等の防災機関や近隣県、大都市などと協定等を締結しているほか、民間団体についても積極的な協力が得られるよう、協定を締結している。

都建設局のみでは十分な応急対策業務が実施できない場合は、協定団体に対して協力を要請する。

イ 国土交通省

建設局と国土交通省関東地方整備局との間では、発災時における協力体制として、「災害時における相互協力に関する申合せ」を締結している。

大地震（震度6弱以上）が発生した場合、東京都からの要請の有無にかかわらず、情報連絡員を派遣することとしている。

情報連絡員は、災害情報等を収集し関東地整震災対策本部と連絡を取りつつ、都建設局や総務局総合防災部と応援内容について協議する。

港湾施設応急復旧

I 業務の概要

発災からおおむね 72 時間までは、救出救助、消火、医療救護など、人命に係る応急対策活動に重点をおくこととなり、港湾局では陸・海・空の緊急物資輸送路及び輸送手段の確保を行う必要がある。

II 担当部署

港湾局災害対策本部総括指揮班（国（航空局を除く。）等との連絡調整、支援要請等）

港湾局災害対策本部空港指揮班（国（航空局）等との連絡調整、支援要請等）

III 主な受援内容

港湾施設に係る応急復旧業務

IV 応援職員に求める要件

港湾施設等の応急復旧業務に必要な技能を有する者

V 受援に係る手順等

ア 港湾局災害対策本部は、現地対策本部の参集・被災・活動状況を把握し、場所や職種に偏りがある場合は、港湾局災害対策本部を含めて、人員の調整を行う。

イ 港湾局現地対策本部は、協定締結団体へ支援依頼や確認、調整を行う。

ウ 協定締結団体への支援依頼は、港湾局現地対策本部が対応するが、各事務所から要請を受けた場合は、港湾局災害対策本部が協定等に基づいた支援を依頼する。

エ 国等外部機関との連絡調整は、混乱を避けるため、指定管理者等の委託先を除き原則として港湾局災害対策本部が行う。

オ 港湾局現地対策本部は、被災の内容に応じて、海上保安部、所管警察署、消防署、税関、入国管理局、航空局、区市、ライフライン事業者等の関係機関に対し、支援要請等必要な連絡調整を行うよう港湾局災害対策本部に依頼する。

各種様式等〈資料〉

応援要請シート（区市町村）

年 月 日 時 分作成

要請先：東京都災害対策本部人員調整部門

自治体名・担当部署名		
担当者名・連絡先		TEL： - - 防災行政無線： E-mail：

業 務 名		
要 請 人 数		
期 間（ 想 定 ）		
集 合 場 所		
活 動 内 容		
応援職員に求める要件	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	職種： 資格： 経験：
活 動 場 所	拠 点	
	現 場	
	資 機 材 等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 要持参 <input type="checkbox"/> 不要
業 務 マ ニ ュ ア ル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	マニュアル等名：
備 考		

【都災害対策本部処理欄】

派遣要請等 結果報告	
---------------	--

応援要請シート（各局）

年 月 日 時 分作成

要請先：東京都災害対策本部人員調整部門

局名・担当部署名		
担当者名・連絡先		TEL： - - 防災行政無線： E-mail：

業 務 名		
要 請 人 数		
期 間（ 想 定 ）		
集 合 場 所		
活 動 内 容		
応援職員に求める要件	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	職種： 資格： 経験：
活 動 場 所	拠 点	
	現 場	
	資 機 材 等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 要持参 <input type="checkbox"/> 不要
業 務 マ ニ ュ ア ル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	マニュアル等名：
備 考		

【都災害対策本部処理欄】

派遣要請等 結果報告	
---------------	--

応援職員等名簿

年 月 日作成

- ◆ 本様式は、担当部署における応援職員等の受付をする際に使用する。
- ◆ 名簿は、業務ごとに受入れの都度作成し、担当部署内で保存する。
- ◆ 各区市町村災害対策本部への報告及び都災害対策本部人員調整部門への報告は「受援状況報告書（様式3-1又は3-2）」を使用する。

業 務 名	
-------	--

NO.	応援団体名	氏 名	職 種	派遣期間	性別
1					男・女
2					男・女
3					男・女
4					男・女
5					男・女
6					男・女
7					男・女
8					男・女
9					男・女
10					男・女
11					男・女
12					男・女
13					男・女
14					男・女
15					男・女
16					男・女
17					男・女
18					男・女
19					男・女
20					男・女

受援状況報告書（区市町村）

年 月 日作成

送付先：東京都災害対策本部人員調整部門

- ◆ 本様式は、他団体等からの応援を受入れた後、受援の状況を報告する際に使用する。
- ◆ 担当部署は、応援を受入れた際、業務ごとに報告書を作成し、各区市町村災害対策本部を經由して都災害対策本部人員調整部門へ報告する。

自治体名・担当部署名		
担当者名・連絡先		内線： - 防災行政無線： E-mail：

業 務 名					
活 動 内 容					
活 動 状 況	番号	派遣元団体名	本日の 派遣人員数	延べ 派遣人員数	明日の 活動予定
			人	人	人
			人	人	人
	合計		人	人	人
派 遣 期 間					
活 動 場 所					
報 告 内 容 (活動実績、課題、 今後の予定等)					

受援状況報告書（各局）

年 月 日作成

送付先：東京都災害対策本部人員調整部門

- ◆ 本様式は、他団体等からの応援を受入れた後、受援の状況を報告する際に使用する。
- ◆ 担当部署は、応援を受入れた際、業務ごとに報告書を作成し、各局受援担当部署を経由して都災害対策本部人員調整部門へ報告する。

局名・担当部署名		
担当者名・連絡先		内線： - 防災行政無線： E-mail：

業 務 名					
活 動 内 容					
活 動 状 況	番号	派遣元団体名	本日の 派遣人員数	延べ 派遣人員数	明日の 活動予定
			人	人	人
			人	人	人
	合計		人	人	人
派 遣 期 間					
活 動 場 所					
報 告 内 容 (活動実績、課題、 今後の予定等)					

物資要請入力画面 (DIS)

支援要請 入力		保存 キャンセル	
要請管理入力			
要請区分	物資調達	食品	要請日時 2017/12/18 22:02
納品希望日	2017/12/15		要請件名
《要請元》			
区市町村名	千代田区	輸送先名称	
所属(部署名)		住所	
担当者名	千代田区	輸送先担当者	
連絡先	(電話)	連絡先	(電話)
	(FAX)		(FAX)
	(MAIL) dev@nk-off.com		(MAIL)
要請項目入力			
要請項目名	要請数(単位)	備考	
35食/缶クラッカー	35食/缶	食	
100食/箱ショートブレッド	100食/箱	食	
50食/袋アルファ化米(五日)	50食/袋	食	
50食/袋アルファ化米(わかめ)	50食/袋	食	
1食/袋アルファ化米(白粥)	1食/袋	食	
1食/袋アルファ化米(白米)	1食/袋	食	
20食/箱カップ麺		個	

物資要請状況確認画面 (DIS)

支援要請(YK-002773) 詳細		要請一覧		要請一覧	
要請管理					
要請区分	物資調達 食品	要請日時(状況)	2018/01/01 0:00	I = 必須情報	
要請番号	YK-002773	要請件名			
要請状況	要請中	都での対応状況	完了		
納品希望日	2018/01/01				
《要請元》					
区市町村名	千代田区	輸送先名称			
所属(部署名)		住所			
担当者名	区市町村機能確認	輸送先担当者			
連絡先	(電話) 03-xxxx-xxxx	連絡先	(電話)		
	(FAX)		(FAX)		
	(MAIL)		(MAIL)		
要請項目					
回答日時	回答者	電話番号	FAX	経過報告	お届け予定日
2018/01/01 0:00	情報・資料班 / 各局調整 部門	03-xxxx-xxxx		現状の確認中です。	2018/01/01
要請項目	要請数(単位)	回答数(単位)	備考		
クラッカー 35食/缶	10,000食	10,000食			
ショートブレッド 食/箱	100 10,000食	10,000食			

緊急消防援助隊の応援等要請

第	報
平成	年 月 日 時 分

（消防庁長官） 殿

（都道府県知事）

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、平成 年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
出動を希望する区域・活動内容	
災害の状況	原子力施設等 有・無 被害 有・無・不明
	石油コンビナート等 有・無 被害 有・無・不明

応援等要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要とする応援隊 （必要とする隊に○を付ける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。）	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
			その他()		
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)					

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。